

### 第3章

#### 介護老人保健施設 入所者に対する医療に係る診療費

前2章の規定にかかわらず、介護老人保健施設の入所者である患者に対して行った療養の給付に係る診療料の算定は、老人医科点数表第3章の例による。

(老人点数表の規定)

介護老人保健施設の入所者である患者（以下この表において「施設入所者」という。）に対して行った医療に係る診療料の算定は、前2章の規定にかかわらず、この章に定めるところによる。

介護老人保健施設の入所者である患者（以下この表において「施設入所者」という。）に対して行った療養又は医療の給付に係る診療料の算定は、前2章の規定にかかわらず、この章に定めるところによる。

#### 第1部 併設保険医療機関の医療に関する事項 (項目・注の変更)

- 2 施設入所者材料料
- イ 医科点数表第2章第2部第4節区分番号C300特定保険医療材料
  - ロ 医科点数表第2章第2部第2節の各区分の注中に掲げる加算として算定できる材料
- 注 イ及びロの算定方法については医科点数表の例による。

- 2 施設入所者材料料
- イ 第2章第2部第4節区分番号C300特定保険医療材料
  - ロ 第2章第2部第2節第2款に掲げる加算として算定できる材料

注 イ及びロの算定方法については第2章の例による。

	<p>3 その他の診療料</p> <p>イ 第1章基本診療料並びに第2章特掲診療料第1部指導管理等及び第2部在宅医療に掲げる診療料</p>	<p>3 その他の診療料</p> <p>イ 第1章基本診療料並びに第2章特掲診療料第1部医学管理等及び第2部在宅医療に掲げる診療料</p>
<p>第2部 併設保険医療機関以外の保 険医療機関の医者に関する事 項 (項目・注の変更)</p>	<p>3 施設入所者材料料</p> <p>イ 医科点数表第2章第2部第4節区分番 号C300特定保険医療材料</p> <p>ロ 医科点数表第2章第2部第2節の各区 分の注中に掲げる加算として算定できる 材料</p> <p>注 イ及びロの算定方法については医科点数 表の例による。</p>	<p>3 施設入所者材料料</p> <p>イ 第2章第2部第4節区分番号C300特定保険医 療材料</p> <p>ロ 第2章第2部第2節第2款に掲げる加算として算 定できる材料</p> <p>注 イ及びロの算定方法については第2章の例による。</p>
<p>(項目の変更)</p>	<p>4 その他の診療料</p> <p>ロ 第2章特掲診療料第1部指導管理等に 掲げる診療料（寝たきり老人退院時共同 指導料及び診療情報提供料(B)を除く。）</p>	<p>4 その他の診療料</p> <p>ロ 第2章特掲診療料第1部医学管理等に掲げる診療 料（地域連携退院時共同指導料及び診療情報提供料 (I)を除く。）</p>